

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 10 月 12 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国 民 年 金 関 係 5件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600529 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600238 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を8万3,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社の勤務期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与を支給され、標準賞与額（8万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600454 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600239 号

## 第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における平成17年6月10日の標準賞与額を25万円、平成18年6月21日の標準賞与額を115万円に訂正することが必要である。

平成17年6月10日及び平成18年6月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年6月10日及び平成18年6月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和57年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年6月10日  
② 平成18年6月21日

年金事務所からのお知らせにより、A社から支給された請求期間①及び②に係る賞与の年金記録がないことを知った。給与明細書等の資料はないが、当該期間の賞与に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された「平成17年6月決算賞与」及び「平成18年6月決算賞与」並びに同僚から提出された預金通帳の写しから判断すると、請求者は、平成17年6月10日及び平成18年6月21日にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、「平成17年6月決算賞与」及び「平成18年6月決算賞与」において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年6月10日は25万円、平成18年6月21日は115万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年6月10日及び平成18年6月21日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成17年6月10日及び平成18年6月21日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600392 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600241 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成14年9月1日から平成15年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成14年9月から平成15年4月までの標準報酬月額については、47万円から50万円とする。

平成14年9月から平成15年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成14年9月から平成15年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成14年4月1日から平成17年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間におけるねんきん定期便に記載されている保険料納付額の月別状況と給与明細書において控除されている厚生年金保険料額に相違がある。請求期間の給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、平成14年9月1日から同年11月1日までの期間及び平成15年1月1日から同年5月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細書により、請求者は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、平成14年11月1日から平成15年1月1日までの期間については、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料控除額又は報酬月額を確認できる資料を保有していないものの、請求者から提出された当該期間の前後の期間に係る給与明細書から判断すると、請求者は、当該期間においてもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間のうち、平成14年9月1日から平成15年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成14年9月から平成15年4月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間のうち、平成14年4月1日から同年7月1日までの期間及び平成15年5月1日から平成16年8月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれかの額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、訂正是認められない。

請求期間のうち、平成14年8月1日から同年9月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高いことが認められるものの、当該期間に係る報酬月額が確認できず、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受けていたことは確認することができない。

請求期間のうち、平成14年7月1日から同年8月1日までの期間及び平成16年8月1日から平成17年7月1日までの期間については、請求者は給与明細書を保有しておらず、また、A社は、請求者の請求期間に係る給与関係資料を保有していない旨回答していることから、請求者に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

このほか、請求者の平成14年7月1日から同年9月1日までの期間及び平成16年8月1日から平成17年7月1日までの期間における厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬月額の支払を受け、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 1600659 号  
厚生局事案番号：関東信越（東京）（国）第 1600046 号

## 第1 結論

昭和 59 年 \* 月から昭和 63 年 8 月までの請求期間及び平成元年 8 月から平成 3 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和 39 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：① 昭和 59 年 \* 月から昭和 63 年 8 月まで  
② 平成元年 8 月から平成 3 年 7 月まで

私は、母から、私が 20 歳になった昭和 59 年 \* 月に、A 市役所の「B 窓口」で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、2か月か 3 か月分ずつ納付し、私の婚姻時にその領収書と加入時に交付された年金手帳を私に渡したと言われた。同じように母が納付していた姉の保険料が納付済みとなっているのに、私の請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の主張のとおり、請求者が 20 歳になった昭和 59 年 \* 月頃に請求者の国民年金の加入手続が行われた場合には、請求者に対して国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出されることとなるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において請求者に係る記号番号を確認することはできない。

また、オンライン記録によれば、請求者の厚生年金保険記号番号が平成 9 年 1 月 1 日に基礎年金番号として付番されており、当該基礎年金番号に基づき、請求期間①及び②を国民年金の被保険者期間とする処理が平成 11 年 1 月 20 日に行われていることが確認できるところ、当該処理時点においては、請求期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することができない。

そのほか、請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600346 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600047 号

## 第1 結論

昭和 56 年 4 月から平成 19 年 6 月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成 19 年 7 月の請求期間については、請求期間当時に付加保険料を納付した期間として認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 4 月から平成 19 年 7 月まで

私は、昭和 51 年 4 月に結婚した後に主人に勧められて国民年金に加入し、2、3 年後に、主人と二人だったか主人だけだったか記憶にないが、A 市役所に出かけ、付加年金加入の申出を行い、その後、主人が私の定額保険料及び付加保険料と自分の定額保険料の納付を行ってきた。私は、付加年金について、途中で辞退の申出を行った覚えや再度加入の申出を行った覚えはないのに、昭和 56 年 4 月に辞退の申出を行い、平成 19 年 7 月に再度加入の申出を行った記録となっている。

また、平成 19 年 7 月の付加保険料については、平成 28 年 4 月に「今なら付加保険料が納付できます。」と連絡が来たので納めたが、元々請求期間当時納めていたので重複納付となっているはずである。

調査の上、昭和 56 年 4 月から平成 19 年 6 月までの期間については、付加保険料納付済期間とし、平成 19 年 7 月については、請求期間当時に付加保険料を納付した期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和 51 年 4 月に結婚した後に国民年金に加入し、2、3 年後に付加年金加入の申出を行い、その後、途中で辞退の申出や、再度加入の申出を行ったことはないと主張しているが、社会保険事務所（当時）が保管している請求者に係る国民年金被保険者台帳には「54. 1. 21④加入」、「56. 4. 5④辞退」と記載されており、昭和 54 年 1 月 21 日に付加年金加入の申出を行い、昭和 56 年 4 月 5 日に付加年金辞退の申出を行った記録が確認できる。また、社会保険事務所は市役所から送付された請求者の平成 19 年 7 月の付加年金加入申出に係る国民年金被保険者関係届

(申出) 書を保管しており、いずれの内容も請求者の付加保険料に係る記録と符合している。

また、請求者及び請求者の夫が確定申告事務を委託していた税理士事務所から提出された確定申告書(写)のうち、請求期間の一部に係る平成15年分から平成19年分までの確定申告書(写)に記載された各年の国民年金の社会保険料控除額を検証したところ、当該控除額は、オンライン記録により確認できる請求者が各年度当初に納付した定額保険料の前納額と一致しており、請求者の付加保険料は含まれていないことが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間は付加年金に継続して加入していたと主張しているが、オンライン記録によると、請求者の平成19年度の国民年金保険料の前納額は定額保険料のみであることが確認でき、預金取引明細表により確認できる国民年金保険料の口座振替の金額と一致しており、付加保険料は含まれていないことが確認できる。

加えて、請求者の夫は、平成19年7月の付加保険料は納付済みとなっているが、オンライン記録によれば、平成19年7月の付加年金加入の申出は、請求者の夫についてはA市で行っているのに対して、請求者についてはB市で行っていること、また、付加保険料の納付について、夫は平成19年8月分から前納しているのに対して、請求者は平成20年4月分から前納していることなど、請求者の夫と請求者の付加保険料の納付方法は異なることから、請求者が平成19年7月の付加保険料を、夫と同様、請求期間当時に納付していたと推認することができない。

そのほか、請求者が、昭和56年4月から平成19年6月までの付加保険料を納付していたこと及び平成19年7月の付加保険料を請求期間当時に納付していたことを示す資料はなく、ほかに、これらのことを行うがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が昭和56年4月から平成19年6月までの付加保険料を納付し、また、平成19年7月の付加保険料を請求期間当時に納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600459 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600048 号

## 第1 結論

昭和 45 年 10 月から昭和 53 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 22 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 45 年 10 月から昭和 53 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 11 月の婚姻後それほど間を空けずに、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し始めたと思うが、義父母から引き継いだ夫の国民年金保険料の納付を優先していたため、自分の分は納付していたかは定かではない。

その後、時期は覚えていないが、市の広報紙で特別に遡って国民年金保険料を納付できると知り、市役所の出張所で行われた年金相談会で市の職員にそれまでに納めていない期間の国民年金保険料を計算してもらい、この保険料を納付すれば満額の年金が受給できると説明された。納付した金額は覚えていないが、かなり高額であったことは記憶しており、婚姻前に働いていた時の預金と手元の現金で一括して納付した。

一括して国民年金保険料を納付した際の領収書は大切に保管していたが、平成 4 年に就職し、社会保険事務所（当時）で数冊の年金手帳を 1 冊にまとめてもらう時に回収されてしまった。後日、送付してきたねんきん定期便を見たところ、納付したはずの請求期間の国民年金保険料が未納とされていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金の加入手続は、国民年金手帳記号番号払出簿の請求者に係る国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）の払出時期及びオンライン記録の付加保険料納付の申出時期により、昭和 54 年 6 月に行われたものと考えられることから、昭和 45 年 11 月の婚姻後それほど間を空けずに、国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に対して上記記号番号とは別の記号番号が払い出されていたことを確認することはできない。

さらに、前述の請求者が国民年金の加入手続を行ったと考えられる昭和 54 年 6 月は、第 3 回特例納付実施中の期間であり、その時点において請求期間に係る国民年金保険料を特例納付及び過年度納付により納付することは可能であったものの、請求者は、遡って国民年金保険料を納付したとする時期、納付期間は覚えていないとしている上、納付金額についても、かなり高額であ

ったことは記憶しているものの具体的な金額は覚えていないとしていることから、請求期間の国民年金保険料をどのようにして納付したか確認することができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600457 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600049 号

## 第1 結論

昭和 40 年 \* 月から昭和 47 年 3 月までの請求期間、昭和 47 年 7 月から昭和 48 年 9 月までの請求期間、昭和 49 年 4 月から昭和 50 年 3 月までの請求期間、昭和 52 年 7 月から昭和 53 年 3 月までの請求期間、昭和 61 年 4 月から平成元年 6 月までの請求期間及び平成 3 年 12 月から平成 5 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 40 年 \* 月から昭和 47 年 3 月まで  
② 昭和 47 年 7 月から昭和 48 年 9 月まで  
③ 昭和 49 年 4 月から昭和 50 年 3 月まで  
④ 昭和 52 年 7 月から昭和 53 年 3 月まで  
⑤ 昭和 61 年 4 月から平成元年 6 月まで  
⑥ 平成 3 年 12 月から平成 5 年 7 月まで

時期については定かでないが、私は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。昭和 49 年頃に A 市へ転居してからは、経営していた飲食店の経理を任せていた者が、国民年金保険料を納付してくれていたので、未納はないはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①、②及び③のうち A 市へ転居する前の期間については、自身で国民年金保険料を納付したと主張しているが、納付方法、納付場所及び納付金額等に関する記憶は不明確である。

また、請求者は、請求期間③のうち A 市へ転居した後の期間、請求期間④及び⑤については、自身が経営していた飲食店の経理を任せていた者が、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その者は既に亡くなっているとしており、請求期間⑥については、国民年金保険料を納付していた者を特定することができないと陳述していることから、国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 47 年 2 月頃に払い出されたと推認できることから、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に行われたと考えられ、当該加入手続時点での請求期間のう

ち、昭和 40 年 \* 月から昭和 44 年 12 月までの国民年金保険料は、時効により納付することができないことのほか、請求者は、時期については特定できないが、20 歳代で病気療養をしていた時期があり、その間については、国民年金保険料を納付していなかったと思うと陳述している。これらのことから、請求期間の国民年金保険料が納付されていたと推認することができない。加えて、請求期間は、6 か所、合計で 175 か月（14 年 7 か月）であり、行政機関がこれほど長期間の事務処理を誤ったとも考え難い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 1600624 号  
厚生局事案番号：関東信越（東京）（国）第 1600050 号

## 第1 結論

平成3年4月から平成6年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和38年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：平成3年4月から平成6年3月まで

国民年金保険料の納付を催促する通知が届いたので、両親と相談の上、私自身が保険料を納付した記憶がある。請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間を平成3年4月から平成6年3月までとしているものの、国民年金保険料の納付を催促する通知が届いたので納付したが、いつの分から払ったか分からない旨陳述しており、国民年金保険料の納付期間に関する記憶は不明確である。

また、請求者は、国民年金保険料の納付を催促する通知が届いたので、両親と相談の上、国民年金保険料を納付した記憶があると主張しているが、国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付場所、納付方法、納付金額、年金手帳及び領収書類の受け取り等に関する記憶は全くないと陳述しており、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

さらに、請求者が国民年金保険料の納付について相談したとする両親は、請求者から相談を受け国民年金保険料を納付するよう勧めたことを記憶しており、母親は、「お金は送るから納めなさい」と厳しく言った。後で、納めたかどうか確認したら納めたと聞いた。」としているが、その相談を受けた時期、国民年金保険料の送金額及び送金回数等に関する記憶は明確でない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501731 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600240 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 58 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 7 月

年金事務所からのお知らせにより、A事業所に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録がないことを知った。賞与明細書等の資料は持っていないが、調査の上、請求期間に係る賞与の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る取引推移一覧表及び請求者と同職種であった旨回答のあった同僚の一人から提出された請求期間を含む複数の給与明細書から判断すると、請求者は、平成 21 年 7 月 23 日に A 事業所から、給与と合算して賞与が支給されたことが推認できる。

しかしながら、A 事業所は、請求者の請求期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者も請求期間に係る給与明細書等を保有していないことから、請求者の請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、上記取引推移一覧表により確認できる振込額及び上記給与明細書を検証したものの、平成 21 年 7 月 23 日の支給内訳は特定できず、請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与額及び賞与額に係る厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。